平成２２年（フ）第５８９号
群馬県前橋市山王町１丁目４番地６　ハイツソレーユ103号
債務者　鈴木真理子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５９０号
群馬県前橋市駒形町368番地11
債務者　小木曽教哲
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５９６号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町427番地の５
債務者　唐澤　由衣
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５９７号
群馬県渋川市金井490番地１
債務者　金田　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３１号
千葉県市原市五所79番地　雇用促進住宅五所宿舎６号棟402号室
債務者　渡辺登美男
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２０号
京都市山科区椥辻封シ川町２番地２　コーポアズマ105号北舎方、前住所京都市山科区西野山中臣町72番地85
債務者　大矢　睦**廣**
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９１号
京都市南区久世中久世町１丁目44番地
債務者　山内　照代
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３２号
京都府宇治市小倉町南浦21番地の134
債務者　伊藤　雅也
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５１号
京都府宇治市宇治矢落91番地の１　ダイワグリーンハイツ206号
債務者　加藤　節子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７１号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２市街地住宅２棟416号
債務者　兒玉　登紀
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０９号
京都市右京区梅津上田町45番地の12
債務者　牧野三重子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８０号
京都府宇治市宇治若森27番地の５　ティーズ・クエスト103号
債務者　矢作　忠正
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１６号
京都市中京区壬生東高田町２番地２　プェネリジェール西五条Ⅱ405号
債務者　上澤　幸平
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２８号
京都府久世郡久御山町中島藤ノ木１番地、住民票上の住所京都府宇治市木幡南山102番地の８
債務者　田口　建治
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３３号
京都市伏見区深草坊町11番地　アムール水口201号室
債務者　熊谷　敏克
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８１号
京都市東山区泉涌寺東林町20番地　山元方
債務者　中澤　輝生
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８２号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―７棟1007号
債務者　神谷　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係